

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

令和 3 年 3 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

小児に係る外来時の自己負担金を支給する等のため、本条例を制定す  
るものであります。

## 日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日立市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「前条第2項第2号」を「前条第2項」に改める。

第5条第1項中「対象者が次の各号のいずれかに該当する」を「、対象者が心身障害者（出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）であって、対象者としての申請をした日（以下「申請日」という。）又は7月1日現在において、その者の前年の所得（申請日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前前年の所得とする。以下同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上である」に、「支給しない」を「、支給しない」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項各号」を「前項」に改め、同項ただし書中「前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額を算出する場合の所得の

範囲及び所得の額の計算方法は、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する」を削り、同条第3項中「第1項各号」を「第1項」に、「同項各号」を「同項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の日立市医療福祉費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療福祉費及び自己負担金の支給について適用し、同日前に行われた診療に係る医療福祉費及び自己負担金の支給については、なお従前の例による。